

○ 農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱（平成24年4月6日23経営第3536号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>第5 利子助成金等の交付の停止及び返還</p> <p>1 協会は、利子助成金の交付対象者及び利子助成等補助金の交付を受ける都道府県（以下「交付対象者等」という。）に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ改善の見込みがないと認められるときは、経営局長の承認を受けて協会が別に定めるところにより、利子助成金等の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金等の全部又は一部について、<u>加算金を付して交付対象者等から返還させることができるものとする。</u></p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 協会は前項の規定により、交付対象者等に利子助成金等及び<u>加算金</u>の返還をさせた場合は、当該利子助成金等<u>及び加算金</u>を含めて国庫に返還するものとする。</p> <p>別記様式 第1号（第7の1関係）</p> <p style="text-align: center;">年度利子助成金等交付計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者名 (削る)</p> <p>農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の1の規定に基づき、下記のとおり承認を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 利子助成金等交付事業計画</p> <p>(1) 年度以前交付決定分の利子助成金（当該年度の前年度以前交付決定分）</p> <p>① 年度以前交付決定分（当該年度の前々年度以前交付決定分） (表略)</p> <p>② 年度交付決定分（当該年度の前年度交付決定分） (表略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 年度交付決定分の利子助成金（当該年度の新規交付決定分） (以下略)</p>	<p>第5 利子助成金等の交付の停止及び返還</p> <p>1 協会は、利子助成金の交付対象者及び利子助成等補助金の交付を受ける都道府県（以下「交付対象者等」という。）に正当な理由がなく、次に掲げる事由のいずれかに該当する場合であって、かつ改善の見込みがないと認められるときは、経営局長の承認を受けて協会が別に定めるところにより、利子助成金等の交付を停止し、又は既に交付した利子助成金等の全部又は一部について、交付対象者等から返還させることができるものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>2 協会は前項の規定により、交付対象者等に利子助成金等の返還をさせた場合は、当該利子助成金等を国庫に返還するものとする。</p> <p>別記様式 第1号（第7の1関係）</p> <p style="text-align: center;"><u>令和</u> 年度利子助成金等交付計画書</p> <p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p> <p>農林水産省経営局長 殿</p> <p style="text-align: center;">住 所 申請者名 印</p> <p>農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の1の規定に基づき、下記のとおり承認を申請する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 利子助成金等交付事業計画</p> <p>(1) <u>令和</u> 年度以前交付決定分の利子助成金（当該年度の前年度以前交付決定分）</p> <p>① 年度以前交付決定分（当該年度の前々年度以前交付決定分） (表略)</p> <p>② <u>令和</u> 年度交付決定分（当該年度の前年度交付決定分） (表略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>令和</u> 年度交付決定分の利子助成金（当該年度の新規交付決定分） (以下略)</p>

別記様式 第2号 (第7の2関係)

年度利子助成金等交付計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
申請者名 (削る)

年 月 日付け 経営第 号で承認の通知があった上記の利子助成金等交付計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の2の規定に基づき、承認を申請する。

(以下略)

別記様式 第3号 (第7の3関係)

年度利子助成金等交付実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
申請者名 (削る)

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 利子助成金等交付事業実績
 - (1) 年度以前交付決定分の利子助成金 (当該年度の前年度以前交付決定分)
 - ① 年度以前交付決定分 (当該年度の前々年度以前交付決定分) (表略)
 - ② 年度交付決定分 (当該年度の前年度交付決定分) (表略)
 - (2) (略)
 - (3) 年度交付決定分の利子助成金 (当該年度の新規交付決定分) (以下略)

別表20 (令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金)
1・2 (略)

別記様式 第2号 (第7の2関係)

令和 年度利子助成金等交付計画変更承認申請書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
申請者名 印

令和 年 月 日付け 経営第 号で承認の通知があった上記の利子助成金等交付計画について、下記のとおり変更したいので、農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の2の規定に基づき、承認を申請する。

(以下略)

別記様式 第3号 (第7の3関係)

令和 年度利子助成金等交付実績報告書

番 号
年 月 日

農林水産省経営局長 殿

住 所
申請者名 印

農業経営基盤強化資金利子助成金等交付事業実施要綱第7の3の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 利子助成金等交付事業実績
 - (1) 令和 年度以前交付決定分の利子助成金 (当該年度の前年度以前交付決定分)
 - ① 年度以前交付決定分 (当該年度の前々年度以前交付決定分) (表略)
 - ② 令和 年度交付決定分 (当該年度の前年度交付決定分) (表略)
 - (2) (略)
 - (3) 令和 年度交付決定分の利子助成金 (当該年度の新規交付決定分) (以下略)

別表20 (令和元年度以降の措置に係る利子助成対象資金)
1・2 (略)

3 (令和3年度措置に係るもの)

(新設)

利子助成対象資金	対象要件	利子助成対象期間
(1)農業経営基盤強化資金	<p>実質化プランに地域の中心となる経営体として位置付けられた農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた農業者に対し、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に貸付決定が行われた農業経営基盤強化資金。</p> <p>ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除く。</p> <p>加えて、上記の対象要件を満たす者が、園芸施設共済の対象となる施設を取得する場合は自然災害による当該施設への被害に備えて園芸施設共済等への加入意向がある旨を、園芸施設共済の対象となる施設を取得しない場合はその旨を、園芸施設共済等の加入に係る交付要件確認表(別記様式第4号)により確認ができた者であること。</p>	貸付当初5年間
(2)農業近代化資金(認定農業者等向け特例分)	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に都道府県の利子補給承認が行われた認定農業者等向け農業近代化資金又は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に農林中央金庫から融通された政府の利子補給に係る認定農業者等向け農業近代化資金</p>	償還終了時まで(最長15年間)
(3)農林漁業セーフティネット資金(災害関連資金)	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業セーフティネット資金</p>	貸付当初5年間
(4)農林漁業施設資金(災害関連資金)	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金</p>	
(5)農業基盤整備資金(災害関連資金)	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業基盤整備資金</p>	
(6)農業経営基盤強化資金(災害関連資金)	<p>令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。</p>	

(7)経営体育成強化資金(災害関連資金)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金(経営体育成強化資金実施要綱(平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知)第2のIIに定める資金及び経営体育成強化資金実施要綱(平成13年5月1日付け府沖振第277号内閣府沖縄振興局長通知)第2のIIに定める資金を含む。)
(8)農業近代化資金(災害関連資金)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。
(9)農業経営負担軽減支援資金(災害関連資金)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営負担軽減資金(農業負債整理関係資金基本要綱(平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知)第2の(2)に定める)農業経営負担軽減資金をいう。)
(10)農林漁業施設資金(反転攻勢関連資金)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農林漁業施設資金。
(11)農業経営基盤強化資金(反転攻勢関連資金)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業経営基盤強化資金。 ただし、基盤強化資金実施要綱第3の2の(7)の資金を除く。
(12)経営体育成強化資金(反転攻勢関連資金)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された経営体育成強化資金。
(13)農業近代化資金(反転攻勢関連)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、都道府県の利子補給承認が行

資金)	われ、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された農業近代化資金又は令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に、農林中央金庫から農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に対して融通された政府の利子補給に係る農業近代化資金。
-----	---

(注)

- 1 補助残融資資金については、利子助成の対象とはしないものとする。(2)及び(10)から(13)までに掲げる資金を融通する場合並びに農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件を満たす者に災害復旧に係る事業を対象として(3)から(9)までに掲げる資金を融通する場合を除く。)
- 2 (1)に係る法人への助成は、本事業のほか、担い手経営発展支援金融対策事業その他の農業経営基盤強化資金に係る利子助成事業の対象となった貸付残高と通算して、20億円までを利子助成の対象とする。
- 3 (8)又は(13)に係る助成を受けた認定農業者に対しては、(2)に係る助成は行わないものとする(ただし、(8)又は(13)に係る助成期間終了後の残存償還期間については、この限りでない。)
- 4 沖縄ひとり親支援・雇用環境改善貸付利率特例制度の適用を受ける場合については、利子助成の対象とはしないものとする。

別表21 (令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅)

- 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
 - ①～⑭ (略)
 - ⑮ 令和3年3月18日から令和3年3月31日までの間に融通されたもの(略)
 - ⑯ 令和3年4月1日以降に融通されたもの

資金の種類	償還期限	実質負担利率の軽減幅
(1)、(3)、(4)、(10)、 (15)、(17)、(18)、 (24)	8年以下	0.16%
	8年を超え9年以下	0.17%
	9年を超え10年以下	0.19%
	10年を超え11年以下	0.21%
	11年を超え12年以下	0.23%
	12年を超え13年以下	0.25%
	13年を超え25年以下	0.30%
(2)	8年以下	0.16%
	8年を超え9年以下	0.17%
	9年を超え10年以下	0.19%
	10年を超え11年以下	0.21%
	11年を超え12年以下	0.23%
	12年を超え13年以下	0.25%
	13年を超え15年以下	0.30%
(5)、(19)		0.95%

別表21 (令和元年度以降の措置に係る交付決定分の実質負担利率軽減幅)

- 1 株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫から融通する資金
 - ①～⑭ (略)
 - ⑮ 令和3年3月18日以降に融通されたもの(略)

(新設)

(6)、(11)、(20)		0.45%
(7)、(8)、(12)、(13)、 (14)、(16)、(21)、 (22)、(25)		0.30%
(9)、(23)		成功判定区分が 「高」の場合2.00% 「中」の場合2.00% 「低」の場合0.40%

(※1)～(※10) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金
農業近代化資金

- ①～⑭ (略)
⑮ 令和3年3月18日から令和3年3月31日までの間に融通されたもの
(略)

- ⑯ 令和3年4月1日以降に融通されたもの
(認定農業者等向け特例分)

財政融資 資金金利	償還期限	農業経営基盤強化資 金の貸付金利水準	実質負担利率の 軽減幅
0.30%	8年以下	0.16%	農業近代化資金の 貸付金利－農業経 営基盤強化資金の 貸付金利水準
	8年を超え9年以下	0.17%	
	9年を超え10年以下	0.19%	
	10年を超え11年以下	0.21%	
	11年を超え12年以下	0.23%	
	12年を超え13年以下	0.25%	
	13年を超え15年以下	0.30%	

(災害関連資金)

財政融資 資金金利	実質負担利率の 軽減幅
0.30%	0.30%

(注)
1～3 (略)

(※1)～(※10) (略)

2 農業協同組合その他の金融機関から融通する資金
農業近代化資金

- ①～⑭ (略)
⑮ 令和3年3月18日以降に融通されたもの
(略)

(新設)

(注)
1～3 (略)

附 則 (令和3年3月29日2経営第3032号)

- この通知は、令和3年4月1日から施行する。
- この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。